

高度経済成長期のコーポレート・ガバナンス-水俣病事件を中心にして-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学経営学研究所 公開日: 2012-05-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 植田, 眞弘 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/12047

高度経済成長期のコーポレート・ガバナンス

—水俣病事件を中心にして—

植田 眞 弘

目次

- I はじめに
- II 水俣病事件の経緯
- III 水俣病事件への対応
- IV むすび

I はじめに

コーポレート・ガバナンス (Corporate Governance) は、1970年代頃からアメリカで主に会社法に関連する文献の中で用いられるようになった比較的新しい用語で、一般的に「企業統治」と訳される場合が多い。この用語を使って議論される内容は、所有と経営が分離している大規模な公開会社では、どのような機構をもち、どのような基準を設ければ、株主をはじめとするステークホルダー (利害関係者) の利益を保護できる「健全経営」が実現できるか、という問題である。たとえば、株主代表訴訟に係わる商法改正は、株主の權益を軽視した「経営者独裁」に歯止めをかけて、株主の復権を計ることを意図したものであった。

しかし、当然のことながら、企業のステークホルダーは株主だけに限定されるわけではない。従業員、消費者、地域住民等も含まれる。社会における企業の比重が高まり、企業の社会にたいする影響力がますます大きくなってきていることを背景にして、消費者や地域社会さらには地球環境にたいする責任、いわゆる企業の社会的責任論もコーポレート・ガバナンスの議論の対象に含まれている。

コーポレート・ガバナンスをこのように理解するならば、「企業統治」というよりもむしろ「企業監視」と訳すことも可能だろう。コーポレート・ガバナンスの役割を、株式会社における専門経営者が、所有者である株主の利益を損ねることがないように機構を整備すること、と理解するだけでは不十分である。企業の反社会的あるいは反倫理的な行為を未然に防ぎ、再発

を防止するための機構を整備することも重要な役割でなければならない。アメリカ法律協会が作成した「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」では、「企業は法を破ってまで利潤を追求することは許されないし、道徳律や慈善目的等になかった行動は、たとえそのために利潤が犠牲にされるときでも許される。」（龍田節「会社の目的と行為」『コーポレート・ガバナンス——アメリカ法律協会[コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告]の研究』日本証券取引所，1994年，第Ⅱ編第Ⅱ章，101－102ページ。）と主張している。

1990年代に入って銀行や証券会社の不祥事が続発しており，また薬害エイズ事件や原子力施設の臨界事故といった重大な事件も発生している。これらの事件はいずれも犯罪と呼ぶべきものであり，その原因は日本企業の経営体質に係わっている。企業中心社会といわれる日本の企業社会の体質は，営利追求を最優先し，これまでも企業犯罪の発生を許してきた。1970年代の企業批判の高まりの中で一連の法整備がすすみ，企業の反社会的行為を監視する体制は改善されつつあるが，いまだこの問題は終息しているとはいいがたい。

そこで本稿では，被害の大きさもさることながら，加害企業の犯罪性という点からみても最悪のケースといえる水俣病事件を題材にして，高度経済成長期の日本において，企業の反社会的行為が放置あるいは容認されてきたのはなぜか，言いかえるならば，企業活動の監視すなわち広義のコーポレート・ガバナンスがここまで徹底的に機能しなかったのはなぜかという問題に，企業経営者，技術者，労働組合，企業団体，行政，さらには大学を中心としたアカデミズムの対応を検証する方法で取り組んだ。したがってこの研究は，1970年代から現在までのコーポレート・ガバナンスをめぐる動向と，今後の方向性を探る準備作業として位置付けられるものである。また，『水俣病事件資料集1926-1968』（水俣病研究会，葦書房，1972年）をはじめとして，研究の蓄積も多く，また裁判の記録も残っており，事実関係を捉えることが比較的可能であったこともこの研究に取り組んだ理由である。

Ⅱ 水俣病事件の経緯

はじめに，水俣病について要約しておこう。水俣病という病気は「工場排水中のメチル水銀に汚染された魚や貝などをたくさん食べることによって起こったメチル水銀中毒で，1956（昭和31）年に公式確認され，1968（昭和43）年に国がチッソ株式会社による公害と認めた。根本的な治療法は今のところ見出されておらず，対症療法や機能訓練が行われている。身体的な被害の他に，水俣病に関係して差別を受けるなどの社会的な被害もおこっている⁽¹⁾。」

次に，水俣病事件の経緯を，本稿の課題である加害企業の犯罪行為と国や研究者のこの事件にたいする対応に絞って概観しておこう⁽²⁾。

水俣病事件の略年表

- 1908 日本窒素肥料株式会社設立
- 1932 アセドアルデヒド・合成酢酸設備の稼動開始, メチル水銀流出
- 1941 塩化ビニールの製造開始, この工程からもメチル水銀流出
- 1950 水俣市制開始, 元工場長が初代市長に当選, 社名を新日本窒素肥料株式会社に変更
- 1954 塩化ビニール生産設備増強, 胎児性水俣病患者多発
- 1956 水俣病公式発見, 熊本大学医学部の水俣奇病研究班(熊大研究班)は“奇病”の原因を「魚介類摂取によるある種の重金属中毒」と結論
- 1957 熊大研究班が水俣湾の漁獲禁止を要請, 厚生省この要請を拒否, 排水溝を水俣川河口に変更, 以後被害は不知火海全域に拡大
- 1959 厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会(厚生省食品衛生調査会)発足(1月), 熊大研究班が水俣病の原因物質としてメチル水銀を特定(7月), 厚生省食品衛生調査会が不知火海沿岸地域のネコから多量のメチル水銀を検出(9月), 工場附属病院長が廃水をネコに与える実験で水俣病発生を確認(10月), 工場は実験の中止を命令, 化学工業会が爆薬説を発表(10月), 厚生省食品衛生調査会がメチル水銀説を厚生大臣に答申(11月), 工場は直ちに反論, 工場は廃水浄化装置(サイクリーター)を設置(12月), 見舞金契約締結(12月)
- 1960 東京工業大学清浦雷作教授がアミン中毒説を発表(4月), 胎児性水俣病患者を公式発見(8月)
- 1962 水俣市漁協は水俣湾水域の漁獲を再開(4月), 安賃争議はじまる(4月), 16人を胎児性水俣病と認定
- 1964 社名をチソン株式会社と変更
- 1966 設備内完全循環方式に改めメチル水銀の流出止まる
- 1967 公害対策基本法制定, 四大公害裁判はじまる
- 1968 工場はアセドアルデヒド製造設備の稼動を停止
- 1969 政府は水俣病を公害病と認定(12月)
- 1970 公害関係14法成立
- 1971 環境庁発足, 新潟水俣病訴訟で患者勝訴の判決
- 1972 国連人間環境会議, ローマクラブ提言「成長の限界」
- 1973 熊本水俣病訴訟で患者勝訴の判決
- 1976 チソンの元社長と元工場長が業務上過失致死傷罪で起訴

- | | |
|------|--------------------------------|
| 1977 | 水俣湾へド口処理事業・水俣湾仕切網設置作業開始 |
| 1978 | 県債によるチッソ金融支援はじまる |
| 1988 | チッソの元社長，元水俣工場長の有罪（業務上過失致死罪）が確定 |
| 1994 | 設備投資県債を発行 |
| 1997 | チッソにたいする新たな金融支援策を政府が閣議了解 |

チッソ株式会社は、1906（明治39）年に野口遵によって曾木電気として鹿児島県大口市で創設された。2年後の1908（明治41）年には日本カーバイト商會を合併して日本窒素肥料株式会社となり熊本県の八代湾沿岸に位置する水俣で操業を開始した。同社は1927（昭和2）年に朝鮮半島の興南に朝鮮窒素肥料を設立した。1932（昭和7）年には、日本窒素肥料水俣工場であセトアルデヒド・合成酢酸設備が稼動を開始し、水俣病の原因物質であるメチル水銀を含む工場廃水が無処理のまま水俣湾の百間港に流された。1941年（昭和16年）には、同工場で日本初の塩化ビニールの製造が開始され、同工程からもメチル水銀が廃水として流出した。1945年（昭和20年）には、5度にわたるアメリカ軍の空爆により日本窒素水俣工場の設備は壊滅的な打撃を被ったが、翌年にはアセトアルデヒド・合成酢酸設備が稼動を再開し、メチル水銀を含む廃水が再び無処理のまま水俣湾に放流された。1950（昭和25）年には、企業再建整備法により社名を新日本窒素肥料と変更し、塩化ビニールの生産を拡大していった。なお、1964（昭和39）年には社名を再度「チッソ株式会社」に変更した。

水俣病が公式に発見されたのは、チッソ附属病院の院長であった細川一医師をはじめとする医師グループが「水俣市の漁村地帯に原因不明の中樞神経疾患が多発している」と水俣保健所に届けた1956年（昭和31年）5月1日であった。直ちに水俣奇病対策委員会が結成され、30名の患者が確認された。同年8月には熊本大学医学部が水俣病奇病研究班（熊大研究班）を結成し、11月の第1回報告会において、「この奇病は伝染病ではなく、水俣湾内の魚介類に含まれる神経親和性の強い毒物（重金属中毒）である」という中間報告を提出した。ただし、水俣病の原因物質としてはマンガン、タリウム等が疑われるとして、メチル水銀が特定されるまでには至らなかった。1957（昭和32）年2月、熊大研究班は水俣湾の漁獲禁止を要請したが、厚生省衛生局長は「水俣湾内すべての魚介類が有毒化しているわけではない」として、漁獲禁止要請を拒否した。

1958（昭和33）年9月、水俣工場はアセトアルデヒド酢酸製造工程の廃水を、それまでの百間港から水俣川河口へ変更したが、それ以降被害は不知火海全域に拡大していった。1959（昭和34）年1月には厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会が発足し、国として原因調査に乗り出した。同年7月には熊大研究班が水俣病の原因物質としてメチル水銀を確定したが、工場

は社内報等を通じて直ちに反論した。また、10月には前述した細川一医師がアセトアルデヒド酢酸工場の廃水を餌に混ぜてネコに与える実験によって、水俣病の発症を確認したが、工場は細川医師に実験の中止を命令した。そしてこれ以降チッソおよび化学工業会は、爆薬説（旧日本軍が終戦時に水俣湾に投棄した爆薬が水俣病の原因として疑わしい）や後述するアミン説を提唱して、メチル水銀説を批判する動きを展開していった。11月12日には厚生省食品衛生調査会が「水俣病の原因は湾内の魚介類中のある種の有機水銀化合物である」と厚生大臣に答申したが、同委員会は翌日解散した。12月に工場は廃水浄化装置（サイクレーター）を設置し、被害者との間に見舞金契約を結んでいる。後述するように、このサイクレーターの設置と見舞金契約は、水俣病事件の一連の経過の中で、加害企業であるチッソのこの問題にたいする姿勢と犯罪性をもっとも端的に示している。

1968（昭和43）年、政府は水俣病を公害病と認定し、チッソの廃水に含まれるメチル水銀が水俣病の原因であることを認めたが、チッソが補償交渉に応じる姿勢を示さなかったため、生活に困窮した患者組織が訴訟派と一任派に分裂し、訴訟派の患者と遺族たち30世帯138名が、熊本地方裁判所に訴状を提出した。この裁判は、1973（昭和48）年に、原告勝訴の判決が下されている。これ以降、患者認定業務をめぐる混乱が生じたが、チッソ株式会社は、補償金の支払いで累積赤字が嵩み、1977年には312億円にまで達した。1978年6月に第6回水俣病関係閣僚会議が開催され、熊本県が県債を発行してチッソを金融支援していくことが決定された。

以上、水俣病事件の一連の経過を概観してきたが、次章では本事件の企業の社会的責任に関連する事項を素材にして、加害企業、行政、アカデミズム等の対応をみていきたい。

注

- (1) 水俣市立水俣病資料館、水俣病歴史考証館制作、環境創造みなまた実行委員会発「水俣病10の知識」1994年。
- (2) 水俣病事件の経緯に関しては、裁判録をはじめ多くの資料や著書が整っているが、本稿では主に、水俣病研究会編『水俣病事件資料集1926－1968』（葦書房、1972年）、水俣病訴訟弁護団編『水俣から未来を見つめて——水俣病訴訟弁護団の記録』（水俣病訴訟弁護団、1997年）、環境庁環境保健部「水俣病その歴史と対策」1996年、「水俣病年表」、宮澤信雄『水俣病事件四十年』巻末「水俣病事件主要事項年表」（葦書房、1997年、478－493ページ）、及び、山上徹二郎「水俣病関係年譜」（W. ユージン・ス、アイリーンM. スミス『写真集 水俣MINAMATA』所収、三一書房、1982年、178－183ページ）を参考にして作成した。

Ⅲ 水俣病事件への対応

水俣病事件の一連の過程で、チッソの企業としての姿勢が鋭く問われなければならない行為は、1959（昭和34）年12月の廃水浄化装置である“サイクレーター”の設置と見舞金契約の締結であった。サイクレーターは直径約15メートル高さ約5メートルの円筒形をした装置で、

廃水はこの装置の中で凝集沈殿剤とともに攪拌され固形物は円筒の底に沈殿する仕組みである。同装置を設置した狙いは、酸化鉄を含んだ赤色の廃水を透明にすることにあり、水溶性のメチル水銀を除去する能力はなかった⁽¹⁾。しかし、当時の水俣工場新聞で工場長は「サイクリーターを通した水是水俣川の水よりきれいになる」と説明し、多くの来賓を招いて開催された同装置の完工式で吉岡社長は、廃水をビーカーに汲み取って飲んでみせた。これ以降、厚生省による水俣病の公害認定までの9年間は、後に「空白の時代」といわれた期間に入る。

同装置の設置の直前には、チッソにとって極めて不利となる二つの重要な報告がなされていた。厚生省食品衛生調査部会水俣食中毒部会が不知火会沿岸地域のネコから多量の有機水銀が検出されたという報告書を提出したのは同年9月であり、また附属病院長細川一医師がアセトアルデヒド酢酸製造工程の廃液をネコに与える実験、いわゆる「ネコ実験」によって水俣病の発症を確認し、会社に報告したのは10月のことであった。なお、会社は直ちに細川医師に同実験の中止を命令している。不知火会沿岸の漁民の工場操業停止の要求もこの装置の設置にすり替えられた⁽²⁾。

1959（昭和34）年12月30日にチッソと患者およびその家族との間に締結された見舞金契約では、金額を、死亡者には弔慰金30万円と葬祭料2万円。生存者には成人で年10万円、未成年者で3万円、成人に達したら5万円と定められた。この金額の低さの背景には、病気の因果関係が確定していない段階で、加害者としての賠償金ではなくあくまで善意の見舞金であるという工場の主張があったが、本契約の第4条には「甲（工場）は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においてはその月をもって見舞金の交付は打ち切るものとする」、また第5条は「乙（患者）は、水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする」という項目があった。なお、前述したチッソ附属病院長、細川一医師が行った「ネコ400号実験」の結果をチッソの幹部は知っていたことが裁判の過程で明らかになった⁽³⁾。また、熊本大学の研究班がメチル水銀説を厚生省食品衛生部会へ答申したのは同年7月であった。

次にメチル水銀説を相対化させた一連の動きをみておく。1960（昭和35）年2月26日に経済企画庁が主管庁となって水俣病総合調査研究連絡協議会が発足し、翌年の3月6日まで合計4回の会合を開いた。メンバーは、学者・研究者が8名（内熊本大学1名）、各省庁からは、通産省、経済企画庁から各2名、厚生省、水産庁、熊本県各1名で構成されていた。メンバーの中でメチル水銀説をとっていたのは熊本大学の内田楨男教授だけであり、会議では各委員から熊本大学の有機水銀説にたいする疑問が提示され、硫化物、有機炭素、カルシウム、セレンを原因物質抽出実験の対象に加えるべきであるとの提案がなされた⁽⁴⁾。

業界団体である日本化学工業協会は、1959年12月8日に水俣工場の廃水問題を研究するこ

とを目的とした「塩化ビニール酢酸特別委員会」（委員長、佐野隆一鉄興社社長）を設置した。翌年4月8日には水俣病研究懇談会が発足した。委員長は日本医学会会長田村猛雄、委員は、研究者・学者9名、業界5名から構成された。新潟水俣病の加害企業である昭和電工の社長と、チッソの会長が業界側の委員として名を連ね、経費は「塩化ビニール酢酸特別委員会」に所属する企業が負担した。

第1回目の会合では、熊本大学の結論には疑問があること、チッソが導入したサイクレーターのメチル水銀除去効果は大きいこと、爆薬説についても検討すること等が話し合われた。また、東京工業大学の清浦雷作教授は、水俣湾の貝肉を繰り返し消化酵素で分解して得られた液を猫やねずみなどの実験動物に注射すると、水俣病のような症状を呈して死んだ。その液からはアミン類のプトレスミン、カダベリンが抽出された、と「腐った魚の食べ過ぎが問題で、水俣病の原因はアミンである」とする「アミン説」を発表した⁽⁵⁾。

なお、同月13日に朝日新聞は清浦教授のアミン説を報じた。熊本大学研究班は、アミン説は医学常識をはずれたものだと反論する記者会見を開いたが、メチル水銀説を相対化する効果は大きかった。なお、現在では、水俣病の原因物質としてメチル水銀説が確定していることは言うまでもない。

チッソ水俣工場の技術者も独自にメチル水銀に関する実験・研究に取り組んでいた。水俣工場内部に設置された「奇病研究室」の実験結果は1960（昭和35）年3月の「水俣病発症成分の研究」及び1961（昭和36）年3月の「35年度奇病実験報告書」にまとめられているが、いずれも、水俣病刑事事件の証拠として取り上げられた。実験を担当したのは水俣工場技術部の研究員は、1962（昭和37）年6月に、水俣湾のムラサキ貝から塩化メチル水銀を抽出したことを同裁判の公判で証言している。しかし、このような社内の実験結果は技術部幹部を通じて工場幹部に逐一報告されたが、公判まで一度も公表されることはなかった⁽⁶⁾。

また、社内報を通じて熊本大学のメチル水銀説にたいする反論が、従業員向けにも再三報じられた。内部の研究でもメチル水銀説が有力視されていたにもかかわらず、そこではメチル水銀説は実証の伴わない単なる推論に過ぎない、水銀は昭和7年からすでに使用している、排水の影響はせいぜい200メートルである等を主張し、原因究明は「科学的」に行うべきであり、それまでは補償に応じる必要はないと工場の態度を表明した⁽⁷⁾。

なお、メチル水銀の流出が止まったのは、チッソが水俣病の原因物質であるメチル水銀が生成されるアセドアルデヒド酢酸製造設備の稼働を停止した1968年であった。ちなみに、政府が水俣病を公害病認定したのはこの直後であった。

JR鹿児島線の水俣駅西口を出るとチッソ水俣工場が眼前に迫ってくる。同工場の正門までは駅前から数十メートル足らずである。水俣市役所の発行している市勢便覧等によると、1953

年における水俣市内所在の固定資産税課税対象資産の評価額は総計28億8200万円であり、そのうちチッソ水俣工場関係だけで17億8700万円、約62%で占めていた。また、同年水俣市が徴収した個人市民税の総額3052万円の51.4%、1569万円はチッソ水俣工場の従業員のものであった。これらの数値は、下請け、孫請け企業が水俣市に多数存在していたことを考慮に入れると、当然のことながらもっと高くなる。当時の水俣市がチッソ水俣工場の企業城下町であったことを端的に示すものである。

1950年（昭和25年）3月に水俣は町から市になり、はじめての市長選挙でチッソの元工場長、橋本彦七が初代市長に当選した。橋本は1950年、1954年、1958年、1962年、1966年の計5回市長選に出馬し1958年の落選を除き4期16年間水俣市長をつとめた。橋本は水俣病の原因としてチッソ水俣工場の廃液が有力視されはじめた1957年に、「水俣病の原因は1953年の大風水害で柑橘栽培に用いられていた農薬が水俣湾に大量に流出したことにある」と厚生省に書面で報告した。なお、水俣病裁判に関わった弁護士、後藤孝典は、橋本が水俣病の原因物質であるメチル水銀が副生されるアセトアルデヒド酢酸製造工程の発明者であり、チッソの工場廃水にメチル水銀が含まれていることを誰よりもよく知っていた人物であると著書の中で指摘している⁽⁸⁾。

チッソの企業城下町としての水俣を別の角度から典型的に表現するものとして、社員、準社員、工員、農民・漁民の間に存在した差別構造をあげることができる。社員は本社雇いで大卒・高専卒で社宅に住み社員食堂を利用することができ、銀バッチをつけていた。給料は月給制でボーナスは3～4ヶ月分支給された。工員は地元採用で中卒もしくは水俣実務学校卒で1953（昭和28）年まで日給制であった。ボーナスも日給5日分程度で、30—40年勤めなければ準社員になることができなかった。準社員は社員と工員の間位置し、工業高校卒か中卒でボーナスは社員の半分以下であった。このような社内の序列は地域社会の序列ともなっており、学校生活や日常生活にまで影響を与えていた。しかし、工場内で差別される側に立たされていた工員も地元社会では“会社ゆきどん”と呼ばれ、農民や漁民を一段下に見下していた⁽⁹⁾。水俣病患者の大部分は、この地域社会の序列で最下位に位置していた漁民であったことが、病発以後の工場の対応や地域社会の対応に大きく影響したことは容易に想像できる。

1969（昭和44）年6月14日水俣病第1次訴訟が起こされた。同年9月30日に原告すなわち患者側の訴状にたいする被告・チッソ側の答弁書と準備書面が提出されたが、その要旨はおおよそ次のごとくであった。水俣病の原因物質がメチル水銀であることは認める。また、アセトアルデヒドを合成する工程から副産物としてメチル水銀が生成され、廃水に混じって海に流出したことも認める。しかし、そのことは1962（昭和37）年まで判らなかつた。1959（昭和34）年11月以降は、メチル水銀を含んだ廃水を海に流していない。原告との間ですで見舞金契約

を結び見舞金を支払っているのです、新たな補償を要求するのは筋が通らない。

同裁判の判決は、1973（昭和48）年3月20日に言い渡されたが、有機化学工場で使用される原料及び触媒の中には多くの有害物質が含まれており、安全性を十分に確認することなしに廃水を流し続けたことには責任がある。廃水の安全性を十分確かめないうまま流し続け水俣病を発生させたことにチッソは責任がある、とチッソの加害責任を認めるものであった。また、見舞金契約は、廃水が原因だと知りつつそれを隠し、患者の窮迫につけ込んで結ばれたもので、公序良俗に反する、としてチッソの主張を退けた。

水俣病事件の一連の過程でもうひとつの重要な裁判が提訴された。1976（昭和51）年5月4日チッソの元社長吉岡喜一と西田栄一元工場長が業務上過失致死傷罪で起訴された、いわゆる水俣病刑事事件である。この裁判の過程でチッソが秘匿していた多くの事実が明るみに出た。1979（昭和54）年3月24日、熊本地方裁判所は兩人に禁固2年、執行猶予3年の有罪判決を下したが、両被告は直ちに控訴した。1982年9月6日に上級審も有罪判決を下した。両被告は再度上告したが、最高裁判所は、1988（昭和63）年に上告を棄却し、兩人に禁固2年、執行猶予3年の有罪が確定した。この裁判は、企業という組織が犯罪行為を行った場合、組織のトップである経営者の刑事責任が問われることを明確にした点で注目に値する⁽¹⁰⁾。

自然環境を破壊したり人間の生命や健康を損なうような企業活動に対しては、「PPP原則」（Polluter Pay Principle「汚染者負担の原則」）を適用する必要があるだろう。この原則は多数の汚染者が保険基金等を設立して損害賠償金を共同で負担する、という考え方に立脚するものではなく、あくまでも当事者である単数の汚染者（Polluter）が負担すべきであるという原則である。言い換えれば、個別企業の責任を明かにさせるための原則と言えるものである。したがってこの原則は、汚染者が十分な防止策を怠った結果として被害を発生させた場合には多額の賠償金等の償いを課せられるため、あらかじめ一定の防除費用を負担した方が得策であると汚染者に認識させる作用をもつと考えられる。

日本においては救済補償の費用は必ずしも個別企業が負担する必要はないという考え方が一般的である。例えば、公害防止事業費事業者負担法においても、蓄積公害の除去費用は全額加害企業の負担とはなっていない。チッソの経営危機を救済するために発行されている県債も、この考え方に基づいているものである。つまり、チッソの経営状態が悪化すれば患者に賠償金を払うことが不可能になるという考え方である。水俣病事件に関しては、被害が深刻で被害者の数も多く、加害企業であるチッソにとって賠償金の支払いが経営を圧迫しているという事実は指摘できるが、一般的に言って、まず防除費用を節約して救済費用は保険等で賄うという企業が出てくる可能性を残していること、また加害企業の責任を厳しく追及できないという欠陥をもっているといわなければならない⁽¹¹⁾。

PPP原則の適用については、チッソが被害者に支払う補償金にたいする金融支援の方法に関する問題を指摘しなければならない。1978年から現在まで熊本県は県債を発行して、チッソの補償金支払を援助している。県債支払いのための算定方式は、[資金不足額＝補償金支払総額（慰籍料＋治療費＋介護費＋終身特別調整手当＋葬祭料）－（金利棚上額＋経常利益－公的融資元利支払額）]と定められたが、これは支払うべき補償金が経常利益で賄えない場合、不足額を県が貸し付けるというものである。さらに、1981年以降、チッソの経常利益の半額は補償金に充当し、不足分を県が貸し付けることになった⁽¹²⁾。つまり、チッソの資本蓄積を熊本県が助成することを意味している。チッソはファインケミカル部門の拡大により、1980年代半ば以降、業績は比較的好調で、1988年には88億円、不況下の1992年でも15億円の経常利益をあげている⁽¹³⁾。1978－1992年までの14年間に、熊本県はチッソに558億5600万円を貸し付けている。一方、チッソは患者にたいして総額942億7700万円の補償金を支払った。1978年度以降、チッソは患者に支払った補償金のほとんどすべてを熊本県からの借入れ（県債）でまかなったことになる。なお、1994（平成6）年からチッソ水俣製造所の生産設備などに充当する「設備投資県債」の発行もはじまった。現在、金融支援策はこの他に、解決策に伴う「一時金県債」、水銀ヘドロの処理事業のチッソ負担分を立て替える「ヘドロ県債」にまで拡大している。総貸付額は約1336億円、今後の元利償還には2426億円が必要とされる⁽¹⁴⁾。

国は、チッソにたいする県債による金融支援は、PPP原則に違反していないという立場をとっている。補償金を支払う主体は加害企業であるチッソであることに変わりはないという主張である。宮本も指摘している⁽¹⁵⁾ように国の主張には無理がある。莫大な補償金を払い続けなければならないチッソには、県債を償還することは困難である。償還できなければ熊本県の財政も逼迫するだろう。その際には国が熊本県を救済することになり、国が県を通じてチッソを救済することになるからである。

1995（平成7）年、政府はチッソにたいする新たな金融支援策を閣議了解したが、そこでは、(1)水俣病患者にたいする補償金としてチッソに融資した既発行の患者県債の全額（約736億円、平均金利4.4%）を財政投融資資金の基準金利（現行2.9%）で借換え、チッソの金利負担を軽減する(2)チッソ支援策は今後、同社の経営状態を踏まえて中長期的な観点から検討を行い、適時、適切に対処する(3)水俣市にチッソ系列の環境関連ビジネスの新会社を設立し、国・県が基金（財団）を通じて出資、補助する。その際の県支出分は地方財政措置の対象とする、と定めており、チッソにたいする支援は益々強化されたといえよう⁽¹⁶⁾。

政府が1969年に水俣病を、チッソ株式会社の廃水に含まれるメチル水銀によって汚染された魚介類を大量摂取したことに起因する公害病と認定するまでに、公式発見から13年、熊大研究班と厚生省食品衛生調査会がメチル水銀説を発表してからも10年間に経過している。そ

れに較べて、チッソの経営悪化から県債による金融支援の決定までが、いかに速やかに行われたかが判る。水俣病事件の過程でチッソのとった行動は、人道的にみて許せるものではないが、営利追求を活動目標にしている私企業としても判断ミスを犯したと言えよう。業界やアカデミズムを動員してメチル水銀説に反論を加え、責任を回避しながら操業を続けたことによって、中期的には業績は伸びていったが、長期的にみれば巨額の補償金支払いによって会社は経営困難に陥った。廃水に含まれるメチル水銀を除去する装置の購入費用がたとえ高額であったとしても、チッソがこれまで支払い続けてきた、また今後支払い続けるべき巨額の補償金総額と比較すれば、取るに足らない金額であるはずである。

注

- (1) 「熊本日日新聞」1996年1月16日朝刊、宮澤、前掲書、309－317ページ。
- (2) 「熊本日日新聞」1996年1月18日朝刊。
- (3) 原田正純『水俣が映す世界』日本評論社、1989年、65－66ページ。
- (4) 宮澤、前掲書、290－291ページ。
- (5) 同書、292ページ。
- (6) 同書、349－352ページ。
- (7) 「水俣工場新聞」(新日本窒素肥料株式会社水俣工場庶務課発行) No. 44, 昭和34年1月10日, No. 51, 昭和34年8月10日, No. 53, 昭和34年10月10日。
- (8) 後藤孝典『ドキュメント「水俣病事件」1973－1995沈黙と爆発』集英社、1995年、40－48ページ。
- (9) 原田、前掲書、14－16ページ。
- (10) 同書、27－29ページ。
- (11) 都留重人「公害犯罪の費用負担」、宇井純監修『公害自主講座15年』亜紀書房、1991年、124－130ページ。
- (12) 宮本憲一編『水俣レクイエム』岩波書店、1994年、181－182ページ。
- (13) 同書、183ページ。
- (14) 1978年から1995年チッソ県債(患者県債)の発行総額は、1384億5900万円に達している。水俣病訴訟弁護団編、前掲書、331ページ。
- (15) 宮本、前掲書、185ページ。
- (16) 「熊本日日新聞」1996年1月10日朝刊。

IV むすび

産業公害は、利潤追求を最優先して、公害防止の設備や保安要員さらには公害防止の技術の採用を怠ったために起こったとあってよいだろう。ただし、高度経済成長期の日本における産業公害はこのような一般的な問題だけでなく、より犯罪性を帯びていたことが大きな特徴であった。高度経済成長期の日本において、企業の反社会的行為あるいは犯罪行為をチェックする何らかの機構が存在していたのか否かという疑問にたいしては、水俣病事件の経緯をみる限り、残念ながらほとんど存在していなかったか、存在していても実効性を伴うものではなかったといわざるをえない。裁判の過程で明らかになったように、加害企業であるチッソは、工場の廃液に含まれているメチル水銀が水俣病の原因物質であることを知りながら、あえてメチルス

水銀説に反論を加えて責任を回避する行動をとり、生産を拡大し、被害の拡大を放置してきた。チッソの所属する業界団体、化学工業会もチッソを擁護し続けた。また、労働組合も漁民の「暴動」に際して、一貫して会社を擁護する態度をとり続け、患者を抑圧する側にまわった。ただし、安賃闘争を契機に組合は分裂し、患者の運動を支援する組合も出現したが、地元の水俣市当局と市民も、企業城下町として生活をチッソに依存せざるをえない背景もあり、会社側に立った。厚生省をはじめとする国もあからさまに加害企業を擁護する立場に立っていた。さらに、多くの研究者も事件発生当初から熊大研究班の結論に異を唱え、チッソを擁護し被害の拡大を放置してしまった。

産業公害は日本国内に限って言えば、一連の法整備、環境問題にたいする関心の高まり等によって一定の改善は見られる。確かに公害防止の政策は前進し、公害防止の技術は進展した。ただしそのことが、被害者と彼らを支援した住民の運動と世論の盛り上がり、そして四大公害裁判に代表される裁判の成果であることも忘れるべきでない。また、開発途上国において日本企業が加害者となっている産業公害事件は続発している（日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編『日本の公害輸出と環境破壊』〔日本評論社、1991年〕を参照）。さらに、1980年代以降においても、一連の金融不祥事、薬害エイズ事件、JOCの問題など企業の反社会的行為、反倫理的行為は依然として頻発している。コーポレート・ガバナンスが本来の機能を十全に発揮するためにも、水俣病事件から学ぶべきことは多いと言わなければならない。